

一般社団法人社会情報学会定款（改定）新旧対照表

定款改定案	改定理由	旧定款
<p>第五章 役員 （役員の設置）</p> <p>第三二条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>一 理事 <u>10名以上15名以内</u></p>	<p>三選が認められない事情等から（将来に備えて一定数の候補を確保する意味で）抑制する必要があるが生じているため。</p>	<p>第五章 役員 （役員の設置）</p> <p>第三二条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>一 理事 <u>20名以上25名以内</u></p>

定款改定案	改定理由	旧定款
<p>第九章 委員会等</p> <p>第六一条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。</p> <p>2 事務局には<u>事務局長、副事務局長、事務局委員および所要の職員</u>を置くことができる。</p> <p>附則 第1条 この定款(改定)は、<u>2014年6月14日に施行する。</u></p>	<p>事務局の機能を高める必要がある生じているため。</p>	<p>第九章 委員会等</p> <p>第六一条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。</p> <p>2 事務局には<u>事務局長および所要の職員</u>を置くことができる。</p>